

50 入学査料減額にともなう校則改正の件認可

[昭和十一年十月]

(注記1)
(注記2)

昭和十一年十月二十日

商工教育課長

(田中)

(注記4)

実業学務局長

(藤野)

(注記5)

(馬淵)

(井)

(武田)

(中野)

(北田)

(印)

(印)

(下 札)

(注記6)

備考 中央大学商業学校則中改正ノ件開申

入学査料式円ヲ壹円ニ減額

(注記7)

昭和十一年六月十二日

(注記8)

中央大学商業学校設立者

財団法人中央大学

理事原 嘉道 印

(契印)

文部大臣 平生鈺三郎殿

別紙ノ通校則一部変更致候間此段及開申候也

校則改正理由

査料ハ金壹円ヲ妥当ト認メタルニヨル

中央大学商業学校査料徴収ニ関スル校則改正案

査料徴収方ニ関スル校則第十六条ヲ別紙ノ通り改ム

(現行校則添付)

改正校則第十六条ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

中央大学商業学校校則 「第七章 学費」

第十六条 考查料ハ金壹円トシ入学願書ニ添ヘテ納付スヘシ

(加筆・朱書)
〔朱書ノ通り改正〕

第六章 入学及退学

第八条 入学時期ハ毎学年ノ始トス

但シ欠員アルトキハ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第九条 第一学年ニ入学ヲ許可スルモノハ身体強健、志操鞏固、品行方正、年齢十四年以上ニシテ高等小学校卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト認ムル者

第十条 第二学年以上ノ学年ニ入学ヲ許可スルモノハ相当年齢ニ達シ前各学年ニ於テ履修スヘキ各学科目ノ考查ニ合格シタル者

第十一条 入学志願者募集人員ニ超過スルトキハ適宜ノ方法ニ依リ入学ノ許可ヲ定ム

第十二条 入学セントスルモノハ入学願書及履歴書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十三条 入学ヲ許可セラレタルモノハ在学証書ヲ差出スヘシ(用紙ハ本校ヨリ交附ス)

第十四条 退学セント欲スルモノハ保証人連署ヲ以テ校長ニ届出ツヘシ

第七章 学 費

第十五条 授業料ハ一ヶ月金四円五拾銭トス毎月二十八日限り納付スベシ(八月不要)

第十六条 考查料ハ(金貳円)(抹消)^(加筆・朱書)トシ入学願書ニ添ヘテ納付スヘシ

第十七条 入学料ハ金貳円トシ入学ノ際授業料ト共ニ納付スヘシ

第十八条 在籍生徒ニシテ授業料ノ納付ヲ怠ル時ハ保護人^(ママ)ニ請求シテ之ヲ納付セシム

第十九条 既ニ領収シタル学費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

第八章 修了及卒業

第二十条 修了又ハ卒業ハ平素ノ学業成績及操行ヲ考查シ之ヲ定ム

第二十一条 各学科目ノ評点ハ百点ヲ以テ満点トシ一科目ノ得点五十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第二十二条 第四学年ノ考查ニ及第シタルモノニハ卒業証書ヲ授与ス

第九章 賞 罰

第二十三条 學術優等、品行方正ニシテ他生徒ノ模範トナルヘキ者ニハ優等生トシテ賞状若クハ賞品ヲ授与シ又ハ特待生トシテ授業料ヲ免除シ之ヲ優遇スルコトアルヘシ

第二十四条 命令規則ニ背キ其ノ他生徒タルノ本分ニ違フモノハ其ノ輕重ニヨリ訓戒、停学、除名、放校トス

第二十五条 左ノ一項ニ該当スルモノハ退学ヲ命ス

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引キ続キ一ケ年以上欠席シタル者

四、正当ノ理由ナクシテ一ケ月以上欠席シタル者

五、出席常ナラザル者

第二十六条 本則施行上必要ナル細則ハ別ニ学校長之ヲ定ム

附 則

一、本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、本則施行ノ際現ニ第二学年以上ニ在学スル者ニ課スヘキ

学科課程ハ現行ノ商業学校規程ノ範囲内ニ於テ新旧学科

課程ヲ斟酌シ学校長之ヲ定ム

昭和十年四月

東京市神田区駿河台三丁目九番地

中央大学内

文部大臣
認可 中央大学商業学校

電話神田 (29) 三〇一五
三〇一六

(中央線御茶ノ水駅又ハ万世橋駅ヨリ五分
市電小川町又ハ駿河台下停留所ヨリ三分)

(注記1)

「要記入」昭和 年 月 日 / 商工教育課 / 済

(注記2)

「供閲」

(注記3)

「完結」

(注記4)

「裁決定 / 10月7日」

(注記5)

「記録掛 / 11・11・27 / 受領」

(注記6)

「四」(簿冊内件名番号)

(注記7)

「昭和十一年十月十九日 / 子学第六、二七七号 / 東京府經由」

(注記8)

「文部省 / 東実311号 / 昭和11・10・20」

(下札)

①種別 わ一ノ十二(6) / 連繫 / 登録追加 / 件名 東京府經由、

中央大学商業学校則中改正 / 番号 東実三一 / 結了年月日

昭一、一〇、二七 / 保存年限 ムキ / 枚数 六

「自大14年3月至昭9年3月
商業学校学則、東京府、第3
冊」文部省 3A, 9-12, 875